

■ FamiPay 翌月払いサービス利用規約 2022年8月改定箇所（新旧対照表）

新	旧
<p>第3条（翌月払いサービスの申込み） （略）</p> <p>2. 翌月払いサービスの利用を希望する利用者は、当社所定の方法により、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づく取引時確認を行います。</p> <p>3. 利用者は、本規約等に同意の上、当社所定の情報を入力し、翌月払いサービスの申込みを行います。</p> <p>（略）</p>	<p>第3条（翌月払いサービスの申込み） （略）</p> <p>2. 翌月払いサービスの利用を希望する利用者は、<u>翌月払いサービスの申込画面から</u>、当社所定の方法により、<u>本債務の引落先となる利用者名義の預貯金口座の登録及び</u>犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づく取引時確認を行います。<u>なお、翌月払いサービスの利用開始後、当社所定の方法により、利用者は登録した預貯金口座を変更することができます（ただし、当社が別途定める日を除きます。）。</u></p> <p>3. <u>前項の預貯金口座の登録及び取引時確認を行った</u>利用者は、本規約及び<u>翌月払いサービスに関する個人情報の取扱いに係る同意事項</u>に同意の上、当社所定の情報を入力し、翌月払いサービスの申込みを行います。</p> <p>（略）</p>
<p>第7条（翌月払いチャージによる代金の支払）</p> <p><u>1. 翌月払い利用者は、以下のいずれかの方法および場所のうちいずれかを予め指定し、指定した手法（以下「指定支払方法」といいます。）により本債務を一括して支払うものとします。</u></p> <p>① <u>翌月払い利用者が、当社所定の方法により登録し、当社が認めた利用者名義の指定口座（以下「登録口座」といいます。）からの自動振替</u></p> <p>② <u>当社所定のコンビニエンスストア店頭での現金による収納代行（返済の都度、第17条に記載の収納事務手数料が生じます。）</u></p> <p><u>2. 翌月払い利用者は、スキップ払いを利用している場合その他当社が定める場合を除き、当社所定の方法により指定支払方法を変更することができま</u></p>	<p>第7条（翌月払いチャージによる代金の支払）</p>

す。また、翌月払い利用者は、当社所定の方法により、登録口座を変更することができます（ただし、当社が別途定める日を除きます。）。

3. 翌月払い利用者は、毎月末日を締め日、当該月の翌月5日を請求金額の確定日（以下「請求確定日」といいます。）として、請求確定日の属する月の27日（以下「翌月払い支払日」といいます。ただし、当社または金融機関の事情により、毎月27日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）までに、指定支払方法により本債務を一括して支払うものとします。

4. スキップ払い利用者は、次条第1項又は第4項で選択したスキップ払い支払分の支払期日（以下「スキップ払い支払日」といいます。）に、指定支払方法により、スキップ払い支払分（スキップ払いの対象となる本債務に係る翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を一括で支払うものとします。

5. 第1項において、指定支払方法を①とした翌月払い利用者が、登録口座の残高不足その他の理由により、前2項に定める支払期日（翌月払い支払日又はスキップ払い支払日。以下同じ。）に当該支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、本債務の全額の支払が完了するまで、当該支払期日の翌日から翌月4日まで、毎日（ただし、当社または金融機関の事情により、期間内の当社が定める日に変更される場合があります。）再度引落しを行います。

6. 前項に定める再度の引落しによっても支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月12日（ただし、当社または金融機関の事情により、翌月12日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）に再々度の引落しを行います。再々度の引落しによっても、本債務の全額の引落しができなかった場合に

1. 翌月払い利用者は、毎月末日を締め日、当該月の翌月5日を請求金額の確定日（以下「請求確定日」といいます。）として、請求確定日の属する月の27日（以下「翌月払い引落日」といいます。ただし、当社または金融機関の事情により、毎月27日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）に、第3条第2項により登録した預貯金口座（以下「登録口座」といいます。）からの引き落としの方法により本債務を一括して支払うものとします。

2. スキップ払い利用者は、次条第1項又は第4項で選択したスキップ払い支払分の支払期日（以下「スキップ払い引落日」といいます。）に、前項と同様の方法により、スキップ払い支払分（スキップ払いの対象となる本債務に係る翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を一括で支払うものとします。

3. 登録口座の残高不足その他の理由により、前2項に定める支払期日（翌月払い引落日又はスキップ払い引落日。以下同じ。）に当該支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、本債務の全額の支払が完了するまで、当該支払期日の翌日から翌月4日まで、毎日（ただし、当社または金融機関の事情により、期間内の当社が定める日に変更される場合があります。）再度引落しを行います。

4. 前項に定める再度の引落しによっても支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月12日（ただし、当社または金融機関の事情により、翌月12日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）に再々度の引落しを行います。再々度の引落しによっても、本債務の全額の引落しができなかった場合に

は、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うもの
とします。

7. 第1項において、指定支払方法を②とした翌月払い利用者が、第3項に
定める支払期日までに支払うべき本債務全額について支払を受けることが
できなかった場合には、当社は、当該支払期日の属する月の翌月12日（た
だし、当社の事情により、翌月12日以降の当社が定める日に変更される場
合があります。）を再度の支払期日と設定します。再度の支払期日にも支払
を受けることができなかった場合には、翌月払い利用者は、当社指定の方法
により当該本債務の支払を行うものとしてします。

8. 前2項の規定に基づく本債務の全額の弁済がなされなかった場合には、
当社は、当該残額について、翌月払い利用者が保有する本マネー及びFamiPay
ボーナスにより充当し又は当社が当該翌月払い利用者に対して負担する債
務（弁済期を問わない。）で相殺することができるものとしてします。

9. 前8項の規定に基づき、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用
者の当社に対する債務の全額に満たないときは、法令の範囲内で、当社が適
当と認める順序、方法により充当することとします。また、翌月払い利用者
が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額を超えるとき
は、当社所定の方法により、当社が利用者に対し当該超過分を返金すること
とし、利用者はこれを承諾します。

第8条（スキップ払いの利用）

1. スキップ払いを希望する翌月払い利用者は、翌月払いチャージ代金相当
額に係る本債務の支払についてスキップ払いを希望する場合には、スキップ
払いを希望する本債務の請求確定日以降、当該本債務の翌月払い支払日及び
スキップ払い支払日の前日（ただし、当社が定める日に変更される場合があ

は、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うもの
とします。

5. 前項の規定に基づく再々度の引落しにより当該本債務の全額の弁済がな
されなかった場合には、当社は、当該残額について、翌月払い利用者が保有
する本マネー及び FamiPay ボーナスにより充当し又は当社が当該翌月払い
利用者に対して負担する債務（弁済期を問わない。）で相殺することができ
るものとしてします。

6. 前5項の規定に基づき、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用
者の当社に対する債務の全額に満たないときは、法令の範囲内で、当社が適
当と認める順序、方法により充当することとします。また、翌月払い利用者
が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額を超えるとき
は、当社所定の方法により、当社が利用者に対し当該超過分を返金すること
とし、利用者はこれを承諾します。

第8条（スキップ払いの利用）

1. スキップ払い利用者は、翌月払いチャージ代金相当額に係る本債務の支
払についてスキップ払いを希望する場合には、スキップ払いを希望する本債
務の請求確定日以降、当該本債務の翌月払い引落日及びスキップ払い引落日
の前日までに、当社所定の手続によりスキップ払いの申込みを行うものとし

<p>ります。)までに、当社所定の手続によりスキップ払いの申込みを行うもの とします。</p> <p>2. スキップ払いを希望する翌月払い利用者は、前項の申込みにあたって、 翌月払い<u>支払</u>日の属する月の翌月から6か月以内の任意の月における当社 所定の<u>支払</u>日から、当該スキップ払い利用者が希望する<u>支払</u>日を選択するも のとしします。なお、当社は、翌月払い<u>支払</u>日の属する月の翌月から6か月以 内の間で、スキップ払い利用者毎に選択可能な<u>支払</u>日を設定することができ るものとしします。</p> <p>3. 前項の申込み後、当社が当社所定の基準に基づく審査によりスキップ払 いを承認した場合には、スキップ払い利用者は、本規約等の定めに従い、ス キップ払いによる本債務の支払を行うことができます。<u>また</u>、スキップ払い を希望する本債務の請求確定後の金額が、当社がスキップ払いの利用の最低 金額として<u>承認</u>した金額に満たない場合、スキップ払いを利用することはでき ません。</p> <p>4. スキップ払い利用者は、スキップ払い支払分の支払期日が翌月払い<u>支払</u> 日の属する月の翌月から6か月以内であれば、繰り返し何回でも当該スキッ プ払い支払分についてスキップ払いの利用を申し込むこと(スキップ払い<u>支 払</u>日が属する月より前の月にスキップ払い<u>支払</u>日を変更することを申し込 むことを含みます。)ができるものとしします。</p>	<p>ます。</p> <p>2. スキップ払いを希望する翌月払い利用者は、前項の申込みにあたって、 翌月払い<u>引落日</u>の属する月の翌月から6か月以内の任意の月における当社 所定の<u>引落日</u>日から、当該スキップ払い利用者が希望する<u>引落日</u>を選択するも のとしします。なお、当社は、翌月払い<u>引落日</u>の属する月の翌月から6か月以 内の間で、スキップ払い利用者毎に選択可能な<u>引落日</u>を設定することができ るものとしします。</p> <p>3. 前項の申込み後、当社が当社所定の基準に基づく審査によりスキップ払 いを承認した場合には、スキップ払い利用者は、本規約等の定めに従い、ス キップ払いによる本債務の支払を行うことができます。<u>ただし</u>、スキップ払 いを希望する本債務の請求確定後の金額が、当社がスキップ払いの利用の最 低金額として<u>定め</u>た金額に満たない場合、スキップ払いを利用することはでき ません。</p> <p>4. スキップ払い利用者は、スキップ払い支払分の支払期日が翌月払い<u>引落</u> 日の属する月の翌月から6か月以内であれば、繰り返し何回でも当該スキッ プ払い支払分についてスキップ払いの利用を申し込むこと(スキップ払い<u>引 落</u>日が属する月より前の月にスキップ払い<u>引落日</u>を変更することを申し込 むことを含みます。)ができるものとしします。</p>
<p>第9条 (翌月払い手数料)</p> <p>1. 利用者は、各月の翌月払いサービスにより負担した本債務について、以 下の手数料一覧記載の手数料(以下「翌月払い手数料」といいます。)を支払 うものとしします。</p> <p>(手数料一覧)</p>	<p>第9条 (翌月払い手数料)</p> <p>1. 利用者は、各月の翌月払いサービスにより負担した本債務について、以 下の手数料一覧記載の手数料(以下「翌月払い手数料」といいます。)を支払 うものとしします。</p> <p>(手数料一覧)</p>

■ 5,000円以上 10,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	50円	13.1%	～ 5.9%
2ヵ月	100円	12.4%	～ 5.9%
3ヵ月	150円	12.4%	～ 6.0%
4ヵ月	200円	12.2%	～ 6.0%
5ヵ月	250円	12.2%	～ 6.0%
6ヵ月	300円	12.1%	～ 6.0%

■ 10,000円以上 20,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	100円	13.1%	～ 5.9%
2ヵ月	200円	12.4%	～ 5.9%
3ヵ月	300円	12.4%	～ 6.0%
4ヵ月	400円	12.2%	～ 6.0%
5ヵ月	500円	12.2%	～ 6.0%
6ヵ月	600円	12.1%	～ 6.0%

(略)

第11条（翌月払いサービスの利用の停止又は解約）

1. 当社は、FamiPay 利用規約第13条第3項各号のいずれかの事由に該当した場合、その疑いがあると合理的に判断した場合及び、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、当

■ 20,000円未満

当初の支払期日から 延期する期間	適用手数料	実質年率	
1ヵ月	100円	13.1%	～ 5.9%
2ヵ月	200円	12.4%	～ 5.9%
3ヵ月	300円	12.4%	～ 6.0%
4ヵ月	400円	12.2%	～ 6.0%
5ヵ月	500円	12.2%	～ 6.0%
6ヵ月	600円	12.1%	～ 6.0%

(略)

第11条（翌月払いサービスの利用の停止又は解約）

1. 当社は、FamiPay 利用規約第13条第3項各号のいずれかの事由に該当した場合、その疑いがあると合理的に判断した場合及び、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、当

<p>該翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用の全部又は一部を停止し（スキップ払い機能の停止を含みます。以下同様です。）又は第3条第4項の翌月払いサービスの利用に係る承認を取り消すことができるものとします。なお、FamiPay 利用規約第13条第3項各号においては、「本マネー」を「本マネー又は翌月払いサービス」、「本規約」を「本規約又は翌月払いサービス利用規約 <u>その他これに付随する規約等</u>」と読み替えます。</p> <p>（略）</p> <p>4. 前3項により翌月払いサービスの利用の停止もしくは解約又は翌月払いサービスの利用に係る承認が取り消された場合であっても、既に翌月払いチャージにより生じた本債務については、本規約 <u>等</u> に従って支払うものとします。</p>	<p>該翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用の全部又は一部を停止し（スキップ払い機能の停止を含みます。以下同様です。）又は第3条第4項の翌月払いサービスの利用に係る承認を取り消すことができるものとします。なお、FamiPay 利用規約第13条第3項各号においては、「本マネー」を「本マネー又は翌月払いサービス」、「本規約」を「本規約又は翌月払いサービス利用規約」と読み替えます。</p> <p>（略）</p> <p>4. 前3項により翌月払いサービスの利用の停止もしくは解約又は翌月払いサービスの利用に係る承認が取り消された場合であっても、既に翌月払いチャージにより生じた本債務については、本規約に従って支払うものとします。</p>
<p>第12条（本マネー加盟店との取引の取消し等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、本規約等に基づき対象取引が取消し又は解除された場合において、当社が当該対象取引に係る翌月払いサービスの利用の取消しを認めたとき、当該対象取引及び当該対象取引に係る翌月払いチャージについても取消し又は解除されるものとし、翌月払い利用者は、当該チャージに係る対価相当額の支払義務を負わないものとします。ただし、請求確定日以降翌月払い <u>支払</u> 日までは、対象取引のみを取消し又は解除するものとし、翌月払いチャージについては取消し又は解除しないものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第12条（本マネー加盟店との取引の取消し等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、本規約等に基づき対象取引が取消し又は解除された場合において、当社が当該対象取引に係る翌月払いサービスの利用の取消しを認めたとき、当該対象取引及び当該対象取引に係る翌月払いチャージについても取消し又は解除されるものとし、翌月払い利用者は、当該チャージに係る対価相当額の支払義務を負わないものとします。ただし、請求確定日以降翌月払い <u>引落</u> 日までは、対象取引のみを取消し又は解除するものとし、翌月払いチャージについては取消し又は解除しないものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第14条（遅延損害金）</p> <p>1. 翌月払い利用者は、本債務の支払を遅延した場合又は第16条により期限の利益を喪失した場合には、当社に対し、当該本債務の元金につき、第7</p>	<p>第14条（遅延損害金）</p> <p>1. 翌月払い利用者は、本債務の支払を遅延した場合又は第16条により期限の利益を喪失した場合には、当社に対し、当該本債務の元金につき、第7</p>

<p>条第6項に定める再々度の引落日 <u>又は同条第7項に定める再度の支払期日</u> の翌日から支払の日まで又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、スキップ払い利用者がスキップ払い支払分の支払を遅延し、又はスキップ払い支払分について期限の利益を喪失した場合は、当社に対して、当該スキップ払い支払分の元金につき、第7条第6項に定める再々度の引落日の翌日から支払の日まで又は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、法定利率による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>条第4項に定める再々度の引落日の翌日から支払の日まで又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、スキップ払い利用者がスキップ払い支払分の支払を遅延し、又はスキップ払い支払分について期限の利益を喪失した場合は、当社に対して、当該スキップ払い支払分の元金につき、第7条第4項に定める再々度の引落日の翌日から支払の日まで又は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、法定利率による遅延損害金を支払うものとします。</p>
<p>第16条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>2. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。</p> <p>①本規約等上の義務に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となるとき。</p> <p>②本会員の信用状態が悪化したとき</p>	<p>第16条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>2. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。</p> <p>①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>②本会員の信用状態が悪化したとき。</p>
<p>第17条（費用の負担）</p> <p>1. 翌月払い利用者は、振込手数料、収納事務手数料（<u>第7条第1項②の指定支払方法等による</u> コンビニエンスストアでのお支払の場合）、およびその他の当社に対する利用による支払金等の支払に要する費用を支払うものとします。</p> <p>2. 翌月払い利用者は、当社が翌月払い利用者の都合により支払期日（翌月払い <u>支払</u> 日又はスキップ払い <u>支払</u> 日）に振替がなされなかったために金融機</p>	<p>第17条（費用の負担）</p> <p>1. 翌月払い利用者は、振込手数料、収納事務手数料（コンビニエンスストアでのお支払の場合）、およびその他の当社に対する利用による支払金等の支払に要する費用を支払うものとします。</p> <p>2. 翌月払い利用者は、当社が翌月払い利用者の都合により支払期日（翌月払い <u>引落</u> 日又はスキップ払い <u>引落</u> 日）に振替がなされなかったために金融機</p>

<p>関に支払期日以降の振替の依頼をした場合は、当該振替に要する費用を支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4. 翌月払いサービスの利用または本規約<u>等</u>に基づく費用及び手数料に関して課される公租公課（消費税等を含みます。）または印紙代・公正証書作成費用等債権保全・実行のために要した費用は、翌月払い利用者の負担とします。なお、公租公課が変更される場合、翌月払い利用者は、当該増額分を負担するものとします。</p>	<p>関に支払期日以降の振替の依頼をした場合は、当該振替に要する費用を支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4. 翌月払いサービスの利用または本規約に基づく費用及び手数料に関して課される公租公課（消費税等を含みます。）または印紙代・公正証書作成費用等債権保全・実行のために要した費用は、翌月払い利用者の負担とします。なお、公租公課が変更される場合、翌月払い利用者は、当該増額分を負担するものとします。</p>
<p>第20条（FamiPay 利用規約の準用）</p> <p>FamiPay 利用規約第10条、<u>12条</u>、第18条、<u>第19条</u>、<u>第21条</u>及び<u>第22条</u>については、「本マネーサービス」を「本マネーサービス又は翌月払いサービス」に読み替えて本規約及びこれに付随する特約並びに翌月払いサービスについて準用します。</p>	<p>第20条（FamiPay 利用規約の準用）</p> <p>FamiPay 利用規約第10条ないし12条、<u>15条</u>、<u>15条の2</u>及び第18条<u>ないし第23条</u>については、「本マネーサービス」を「本マネーサービス又は翌月払いサービス」に読み替えて本規約及びこれに付随する特約並びに翌月払いサービスについて準用します。</p>
<p>支払総額の具体的算定例</p> <p>4月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常5月27日の<u>支払い</u>のところ、スキップ払いにより6月27日の<u>支払い</u>の設定を行った場合</p> <p>(略)</p>	<p>支払総額の具体的算定例</p> <p>4月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常5月27日の<u>引落とし</u>のところ、スキップ払いにより6月27日の<u>引落とし</u>の設定を行った場合</p> <p>(略)</p>
<p>(2022年<u>8月18日</u>版)</p>	<p>(2022年<u>2月25日</u>版)</p>
<p><u>ファミリーマート支払特約</u></p> <p><u>第1条 (目的)</u></p>	

1. 本特約は、当社が提供する翌月払いサービスの代金の支払について、利用者がファミリーマートでの支払いを指定する場合の条件について定めるものです。ファミリーマートでの支払いを指定する場合は、本特約の内容を承認した上で利用するものとします。

2. 本特約に定めのない事項は FamiPay 翌月払いサービス利用規約（以下「原規約」といいます。）に従うものとしますが、本特約の定めが、原規約と異なる場合には、本特約の定めを優先するものとします。

3. 本特約で使用する用語は、本特約に特段の定めのない限り、原規約の用語と同一の意味を有するものとします。

第2条（定義）

1. 本特約において、以下の用語の定義は次のとおりとします。

①自動振替利用者とは、指定支払方法を原規約第7条第1項①の口座自動振替とした翌月払い利用者をいいます。

②収納代行利用者とは、指定支払方法を原規約第7条第1項②のコンビニエンスストア（ファミリーマート）店頭での現金による支払とした翌月払い利用者をいいます。

第3条（代金の支払）

収納代行利用者は、請求確定日から翌月払い支払日までの間に、ファミリーマートの店頭において現金により、本債務に収納事務手数料を加算した金額を一括して支払うものとします。

第4条（スキップ払いの利用）

1. 収納代行利用者は、スキップ払いの申込みを行うことができません。

2. 自動振替利用者がスキップ払いを利用中の場合、原規約第7条第1項に

において、指定支払方法を②のコンビニエンスストア（ファミリーマート）店頭での現金による支払とすることはできません。

（2022年8月18日版）